

第 10 章 慶 弔 ・ 見 舞 い 並 び に 表 彰

第40条 本会は会員相互の親睦を図るため、幹事会の議決に基づき、慶弔・見舞い並びに表彰が出来る。

第 11 章 附 則

第41条 本会の規約の改正、並びに運営に必要な諸規定は、総会の審議を経て改正する事が出来る。

制定 平成13年2月4日

改正 平成17年3月6日

改正 平成18年3月5日

改正 平成22年3月7日

改正 平成26年3月9日

改正 令和5年3月12日